



八
地
車
24
号

「停車場内における退行運転の取扱い変更」に関する申し入れ！11月13日開催

過度な委託による安全レベルの低下だ！

第1項

安全に対する認識が合わず第2項途中で終了！

「停車場内における退行運転の取扱い変更」が施行するに至った経過ならびに各現業機関への周知はどのように図ったのか示すこと。

組合の主張

突如として2018年11月7日に掲出され取扱いの変更が2019年1月1日より施行されたがこの間の経過を示すべき。また作業内容や取扱いの変更ではないのか？

停車場内の退行は駅係員による誘導と教育を受けてきた。この取扱いの教育は乗務員も駅も一切受けていない。組合員は新たな取扱いであるという認識である。行なったことのない取扱いを行う根拠を示すべきだ。

ルール変更でないとするならば、なぜ職場では訓練まで行い周知を行うのか？訓練終了まではこの取扱いは行わないと周知されているが現場乗務員の認識は取扱い変更である

会社の主張

省令・規則・ルールなど**運転取扱実施基準、運転作業要領を基に行うのであり取扱いの変更ではない。**

実施基準20条に記されているが退行運転は原則行わないが、安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合行うことができる。今回もこの条文に基づき取扱うものである。

これまでも駅による誘導と乗務員による指令の指示による退行の二通りの取扱いがあった。環境の変化がある。本来は駅長等が行うが駅の体制が変わってきているので再周知を行った。

ラインモール会社は**運転業務が出来ないため、お客さま救済の観点から、ルールとしてあった取扱いを行うこととした。**変わっていないが再周知を図った。

訓練・教育を行っていない取扱いは再周知でない！変更であり教育するべきである！

第2項

指令による安全確認とは何を指すのか具体的に明らかにすること。これまでの駅長による転てつ器の鎖錠確認（機械的鎖錠）を行わずに安全が保障されているとする根拠を示すこと。

退行するための安全確認は駅係員による誘導が原則であり現場の見えない指令が判断することではない。

停車場内は駅長の権限による運転でないのか？

駅構内のことは駅係員が良く知っていることであり、本来通り駅の誘導で退行するべきである。教育もされていない取扱いであり、退行するための安全の根拠は3項目の条件だけなのか？係員の目視（駅係員）による確認が重要である。

指令による列車・車両がなく、転てつ機が正当方向に鎖錠されラインライトが点灯していることで安全が確認できる。

実施基準20条2項の3項目を条件として安全の担保はとれると考える。基本は変わらないが乗務員への再周知の方法や出来ることを含めしっかりとやっていく。

退行しながら入換合図を送る車掌の目による、安全確認を行う。そのための直ちに停車できる速度25km/hで運転を行う。順方向だとか退行だとかというではない。



安全確保の認識合わず中断

退行できる安全の根拠を具体的に明らかにし、「駅長等による誘導で退行する原則」を会社は遵守するべきだ！